

# 寄附金等取扱規程

2011年4月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「当法人」という。）の定款第52条第5項に基づき、当法人が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受入基準)

第2条 当法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

- ① 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- ② 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
- ③ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- ④ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- ⑤ その他理事長が当法人の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

## (寄附金等の種類)

第3条 当法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金

- ① 用途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
- ② 募集特定寄附金 当法人が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む

## (寄附金等の募集)

第4条 寄附金等の募集においては、以下を厳守する。

- (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄附金等の募集は行わないこと
- (2) 寄附の目的及び用途について誤解を与えるような行為を行わないこと
- (3) 寄附の勧誘を受けた者や、寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと

## (受入手続)

第5条 寄附金等を当法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

2 当法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないこと確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

## (寄附金等の取扱い)

第6条 一般寄附については、50%以上を公益目的事業費に、残余を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは公益目的事業費に充当することも可とする。

2 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用

する。この場合適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

#### (募金目論見書の交付等)

- 第7条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

#### (受領書等の送付)

- 第8条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を、募集特定寄附金に限り第7条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。
- 2 前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

#### (募金に係る結果の報告)

- 第9条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
- 2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

#### (規程の変更)

- 第10条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(2)に従ってなす。

#### 附則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。